津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第３９号

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則（平成１８年津市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１０号を次のように改める。

・　津市通学区域審議会委員、津市就学指導委員会の委員及び相談員、津市生涯学習スポーツ審議会委員、津市社会教育委員、津市体育指導委員、津市文化財保護審議会委員並びに津市図書館協議会委員を委嘱すること。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第４０号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成１８年津市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１学校教育課の部学務担当の項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

・　津市通学区域審議会に関すること。

別表第１生涯学習スポーツ課の部生涯学習振興担当の項中第９号を第１０号とし、第３号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

・　津市生涯学習スポーツ審議会に関すること。

別表第１生涯学習スポーツ課の部青少年担当の項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

・　津市青少年問題協議会に関すること。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第４１号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成１８年津市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「４４」を「４１」に改め、同表幼児園印の項の次に次のように加える。

乳幼児教育センター印	津市白山 乳幼児教育 センター印	れい書	方 21	一般	白山事務所長	1

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第４２号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成１８年津市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条第７号及び第２１号中「４学級」を「３学級」に改め、同条第３０号を次のように改める。

(30)　津市立安西・雲林院幼稚園　３学級

第３条第３１号を削り、同条第３２号を同条第３１号とし、同条第３３号を同条第３２号とし、同条第３４号を同条第３３号とし、同条第３５号中「３学級」を「４学級」に改め、同号を同条第３４号とし、同条第３６号から第４１号までを１号ずつ繰り上げ、同条第４２号の前に次の１号を加える。

(41)　津市立白山幼稚園　６学級

第３条中第４２号から第４６号までを削り、第４７号を第４２号とする。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第４３号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市教育委員会規則第３２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	午前８時から午後９時３０分まで

」を

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	午前８時から午後９時３０分まで
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサルコート	午前９時から午後９時３０分まで

」に

改める。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市教育委員会委員長　佐々木　典夫

津市教育委員会規則第４４号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成１８年教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表１小学校の表草生小学校学区の項中「安濃町山出、安濃町岩城、安濃町仲之郷、安濃町平尾」を「安濃町草生」に、「安濃町生水、安濃町二子、安濃町前田」を「安濃町中川」に改め、「（明合団地３６）」を削り、同表村主小学校学区の項中「安濃町岡南、安濃町村主、安濃町井上」を「安濃町川西」に改め、同表明合小学校学区の項中「、安濃町明合団地３５、安濃町試験場団地」を削り、同表大井小学校学区の項中「一志町井関」の次に「、一志町高野の一部」を加え、同表川合小学校学区の項中「一志町庄村」の次に「（高岡小学校学区に含まれる区域を除く。）、一志町新沢田、一志町小戸木」を、「一志町みのりが丘」の次に「、一志町田尻の一部」を加え、同表高岡小学校学区の項中「一志町高野」の次に「（大井小学校学区に含まれる区域を除く。）」を、「一志町田尻」の次に「（川合小学校学区に含まれる区域を除く。）」を、「一志町其倉」の次に「、一志町庄村の一部」を加え、同表川口小学校学区の項中「（大字二本木地内山出南の一部を含む。）」を「、白山町二本木地内山出南の一部」に改め、倭小学校学区の項中「（二本木地内並木の一部を含む。）」を削り、「白山町垣内」の次に「、白山町二本木地内並木の一部」を加え、八ッ山小学校区の項中「八ッ山小学校区」を「八ッ山小学校学区」に、「（大字北家城地内八幡の一部を含む。）」を「、白山町北家城地内八幡の一部」に改める。

別表学区一覧表２中学校の表西橋内中学校学区の項中「大字神戸」を「神戸」に、「大字半田」を「半田」に改め、同表橋南中学校学区の項中「大字半田」を「半田」に改め、同表西郊中学校学区の項中「大字神戸」を「神戸」に、「大字半田」を「半田」に改める。

第１６号様式中「終了証」を「修了証」に改める。

書」　　書」

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市教育委員会告示第４号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成１８年３月１７日

津市教育委員会

委員長　佐々木　典夫

１　招集の日時　平成１８年３月２０日（月）午前９時３０分から

２　招集の場所　津図書館視聴覚室

３　会議の事件

（１）　津市体育指導委員の任命について

（２）　人事について

（平成１８年３月１７日　掲示済）

津市教育委員会告示第５号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成１８年３月２４日

津市教育委員会

委員長　佐々木　典夫

１　招集の日時　平成１８年３月２７日（月）午後２時から

２　招集の場所　津図書館研究会議室

３　会議の事件

（１）津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について

（２）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について

（３）津市教育委員会公印規則の一部の改正について

（４）津市立幼稚園則の一部の改正について

（５）就学等に関する規則の一部の改正について

（６）津市学校運営協議会規則の制定について

（７）津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

（８）学校教育推進計画について

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市選挙管理委員会告示５６号

平成１８年３月３１日開催の津市選挙管理委員会において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８７条第１項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、津市選挙管理委員会規程（平成１８年津市選挙管理委員会告示第１１号）第２条第３項の規定により告示する。

平成１８年３月３１日

津市選挙管理委員会
委員長　大　橋　達　郎

１　氏　　名　　大　橋　達　郎

２　住　　所　　津市東丸之内６番１８号

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市選挙管理委員会告示５７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８７条第３項の規定により、次の者を津市選挙管理委員会委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき者に指定したので、津市選挙管理委員会規程（平成１８年津市選挙管理委員会告示第１１号）第３条第２項の規定により告示する。

平成１８年３月３１日

津市選挙管理委員会
委員長　大　橋　達　郎

１　氏　　名　　香　椎　宣　美

２　住　　所　　津市戸木町２３４０番地

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市選挙管理委員会告示５８号

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１４条第１項に規定する津市農業委員会委員の選挙権を有する者の２分の１の数は、次のとおりであるので同条第５項の規定により告示する。

平成１８年３月３１日

津市選挙管理委員会
委員長　大　橋　達　郎

２分の１の数　　１０，６６８人

（平成１８年３月３１日　掲示済）

津市公平委員会規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第１号

津市公平委員会規則

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　組織（第２条―第８条）
第３章　会議（第９条―第１５条）
第４章　委員長の職務（第１６条・第１７条）
第５章　文書の処理（第１８条―第２０条）
第６章　補則（第２１条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第８条第５項及び第１１条第５項の規定に基づき、津市公平委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営及び議事に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　組織

（委員長の選挙）

第２条　法第１０条第１項の規定による津市公平委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同数であるときは、くじで当選者を定める。

２　津市公平委員会委員（以下「委員」という。）に異議がないときは、前項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、被指名者をもって当選者と定めるかどうかを会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選者とする。

（委員長の任期）

第３条　委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長が欠けたときの選挙）

第４条　委員長がその職を辞したときは、委員長の選挙を速やかに行わなけれ

ばならない。ただし、委員長が委員の職を失ったとき、及び委員長が欠けるに至ったときは、後任の委員が選任された後に速やかにこれを行うものとする。

（委員長の代理及び臨時委員長）

第５条　委員長は、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。

２　委員の任期満了に伴う委員の選任後において、委員長が選挙されるまでの間は、臨時委員長が委員長の職務を行う。

３　前項の臨時委員長は、年長の委員をもってこれに充てる。

（委員及び委員長の辞任）

第６条　委員が辞任しようとするときは、辞任願を委員長に提出しなければならない。

２　委員長の辞任願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

（委員の政党加入等の届出）

第７条　委員が新たに政党に属し、又は政党の所属を変更したときは、委員長に届け出なければならない。

（市長への通知）

第８条　委員長が選挙されたとき、委員若しくは委員長が辞任願を提出したとき、又は前条の規定による届出があったときは、委員長は、市長にその旨を通知するものとする。

第３章　会議

（会議の招集）

第９条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。

２　委員長は、会議を招集するときは、招集日時、場所及び付議すべき事件を付記し、委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

（欠席の届出）

第１０条　委員は、会議に出席することができないときは、会議を開催する日の前日までに、委員長にその旨を届け出なければならない。

２　委員長は、前項の規定による届出を受理したときは、会議の招集を取り消すとともに、会議の招集の日時を変更しなければならない。

（会議の公開）

第１１条　会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

２　会議を公開した場合の傍聴については、津市公平委員会の傍聴に関する規

則（平成１８年津市公平委員会規則第２号）の定めるところによる。

（職員の出席）

第１２条　会議には、津市事務分掌規則（平成１８年津市規則第６号）に定める公平委員会の事務を所掌する部課の職員（以下「事務職員」という。）が出席するものとする。

（説明の聴取）

第１３条　委員会は、必要があると認めるときは、任命権者又は関係職員の出席を求めて、その説明を聴取することができる。

（議事日程）

第１４条　議事日程は、事務職員が委員長の命を受けて作成する。

（議事録）

第１５条　法第１１条第４項の議事録は、事務職員が作成する。

２　議事録は、委員会の承認を経て確定する。

３　前項の規定により確定した議事録には、委員全員が署名しなければならない。

４　議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　会議の場所

⑵　開会及び閉会の日時

⑶　会議に出席した委員及び事務職員の氏名

⑷　会議に付した議題の件名

⑸　審議の状況

⑹　諸般の報告

⑺　前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項

第４章　委員長の職務

（委員長の職務）

第１６条　委員長の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　委員会の議決を経るべき事項につき議案を提出すること。

⑵　委員会の議決事項を執行すること。

⑶　公印及び文書の保存に関すること。

⑷　その他委員会の庶務に関すること。

（委員長の専決）

第１７条　委員長は、次に掲げる事項について、専決することができる。

⑴　法令の定めにより委員会に対しなされる届出又は報告を受理すること。

⑵　委員会の決定による告示又は公表に関すること。

⑶　その他委員会の権限に属する軽易な事件で、その議決により指定したも

の

２　委員長は、前項の規定により専決した事案のうち特に重要なものは、次の会議において委員会に報告しなければならない。

第５章　文書の処理

（事務処理等）

第１８条　この規則に定めるもののほか、委員会の事務処理、委員会の保有する個人情報の保護等及び公文書の開示並びに文書の収受、処理、編さん、保存等については、市長の事務部局の例による。

（告示）

第１９条　委員会の告示は、津市公告式条例（平成１８年津市条例第６号）の定めるところによりこれを行うものとする。

（公印）

第２０条　委員会の公印及び公印を取り扱う者（以下「公印取扱責任者」という。）並びに使用の範囲は、別表のとおりとする。

２　この規則に定めるもののほか、委員会の公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

第６章　補則

（委任）

第２１条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２０条関係）

公　　印					公印取扱責任者	使用の範囲
名称	書体	形状	寸法(㎜)	個数		
津市公平委員会委員長之印	れい書	正方形	方２４	1	総務課総務議事担当の担当主幹又は担当副主幹	一般
津市公平委員会之印	れい書	正方形	方２４	1	総務課総務議事担当の担当主幹又は担当副主幹	一般

（平成１８年３月２７日　掲示済）

津市公平委員会の傍聴に関する規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第２号

津市公平委員会の傍聴に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第４７条及び第５０条第１項の規定による公開の口頭審理（以下「審理」という。）、同法第５３条第７項の規定による聴聞の期日における公開の審理（以下「聴聞」という。）並びに津市公平委員会規則（平成１８年津市公平委員会規則第１号）第１１条の規定による津市公平委員会（以下「委員会」という。）の公開の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　審理、聴聞及び会議（以下「審理等」という。）を傍聴しようとする者は、委員会に自己の住所、氏名を申し出て、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

２　前項の規定により傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

３　第１項の傍聴券は、退場の際に係員に返還しなければならない。

（傍聴人数の制限）

第３条　委員会は、傍聴席が満席となったとき、又は整理上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（入場の禁止）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　凶器の類その他人に危険を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

⑶　旗、のぼり、張り紙、びら、プラカードその他これらに類するもの又は楽器その他これに類するものを携帯している者

⑷　係員の指示に従わない者

⑸　前各号に掲げるもののほか、審理等の円滑な進行を妨げるおそれがある

と認められる者

（遵守事項）

第５条　傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　みだりに傍聴席を離れないこと。

⑵　飲食又は喫煙をしないこと。

⑶　審理等の関係者の言動に対して拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

⑷　私語又は談笑等により審理等を妨げないこと。

⑸　携帯電話等により通信、通話等をしないこと。

⑹　委員長の指示に従うこと。

⑺　その他議事を妨害し、又は秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

（撮影等の許可）

第６条　審理等中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者については、この限りでない。

（退場命令等）

第７条　この規則に違反する傍聴人があるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対し退場を命ずることができる。

２　傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

３　第１項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の審理等を再び傍聴することができない。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第２条関係）

（表）

傍　　聴　　券

日　時　　年　　月　　日　　午前/後　　時　　分

場　所

住　所

氏　名

津　市　公　平　委　員　会　印

（裏）

傍聴人の守るべき事項

１　みだりに傍聴席を離れないこと。

２　飲食又は喫煙をしないこと。

３　審理等の関係者の言動に対して拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

４　私語又は談笑等により審理等を妨げないこと。

５　携帯電話等により通信、通話等をしないこと。

６　委員長の指示に従うこと。

７　その他議事を妨害し、又は秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

※　本券の有効期間は、発行日限りとする。

（平成１８年３月２７日　掲示済）

津市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第３号

津市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第４８条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査及び判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務条件に関する措置の要求）

第２条　職員が法第４６条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

２　前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して、正副各１通を適切な資料とともに津市公平委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

⑴　措置の要求をしようとする職員の職及び所属部課担当並びにその氏名

⑵　要求すべき措置

⑶　措置の要求をしようとする理由

⑷　措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉（法第５５条第１１項の規定による不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

（措置の要求の調査等）

第３条　委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。

２　委員会は、前項の場合において適当と認めるときは、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧告するものとする。

（審査）

第４条　委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に関係のある者を喚問し

てその陳述を求め、これらの者に対し書類又はその写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

２　委員会は、適当と認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間をあっせんすることができる。

（要求の取下げ）

第５条　要求者は、委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

２　前項の規定による措置の要求の取下げは、書面で行わなければならない。

（審査の打切り）

第６条　委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

（判定）

第７条　委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。

（勧告）

第８条　委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成１８年3月２７日　掲示済）

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第４号

津市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　不服申立て（第５条・第６条）
第３章　審査の手続（第７条―第１４条）
第４章　審査の結果執るべき措置（第１５条・第１６条）
第５章　再審（第１７条―第２１条）
第６章　審査及び再審の費用（第２２条）
第７章　雑則（第２３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第８条第８項及び第５１条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（当事者）

第２条　当事者とは、審査請求人又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）及び処分者をいう。

２　処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

（代理人）

第３条　当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

２　津市公平委員会（以下「委員会」という。）は、審理の円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を

制限することができる。

3　当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職業を委員会に届け出なければならない。

（代理人の権限）

第４条　代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

2　代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

第２章　不服申立て

（不服申立て）

第５条　処分についての法第４９条の２第１項の規定による不服申立ては、審査請求書又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）正副各１通を委員会に提出してしなければならない。

2　不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、不服申立人が記名押印しなければならない。

⑴　処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日

⑵　処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部課担当

⑶　処分を行った者の職及び氏名

⑷　処分の内容及び処分を受けた年月日

⑸　処分があったことを知った年月日

⑹　処分に対する不服の理由

⑺　口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

⑻　法第４９条第１項又は第２項に規定する処分の事由を記載した説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

⑼　不服申立ての年月日

3　不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各１通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

4　不服申立書に記載した事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、その都度、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

（不服申立ての受理及び却下）

第６条　委員会は、不服申立書が提出されたときは、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限等について調査し、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

２　委員会は、前項の規定による調査の結果、不服申立書に不備の点があると認めるときは、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認めるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。

３　不服申立人が前項本文の規定による補正命令に従わなかった場合には、委員会は、不服申立てを却下することができる。

４　委員会は、不服申立てを受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知するとともに処分者に不服申立書の副本を送付し、不服申立てを却下すべきものと決定したときはその旨を不服申立人に通知しなければならない。

第３章　審査の手続

（審査の併合及び分離）

第７条　委員会は、当事者の申請又は職権により同一又は相関連する事案に係る数個の不服申立てを併合して審査することが適当であると認めるときは、これを併合して審査することができる。この場合において、委員会が必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

２　前項の規定により審査を併合し、又は分離する場合においては、委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

（代表者）

第８条　審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者１人を選任し、及び解任することができる。

２　不服申立人は、代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を委員会に届け出なければならない。

３　代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

４　代表者が選任されている場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

（書面審理）

第９条　委員会は、書面審理を行う場合においては、期限を定めて、不服申立人に対し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

２　委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人にその写しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて、反論書の提出を求めることができる。

３　委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写しを送付しなけ

ればならない。

4　委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

5　当事者は、審査が終了するまでは、委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申し出ることができる。

6　委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

7　当事者は、審査が終了するまでは、いつでも委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

8　委員会による証人の喚問は、次に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

⑴　証人として指名された者の氏名、住所及び職業

⑵　出頭すべき日時及び場所

⑶　陳述を求めようとする事項

9　委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。

１０　委員会は、証人に対し、口頭による陳述に代えて、次に掲げる事項を記載した書面で口述書の提出を求めることができる。

⑴　口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業

⑵　口述書を提出すべき日時及び場所

⑶　口述書により陳述を求めようとする事項

１１　委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

１２　委員会が書証を所持する者に対して書類又はその写しの提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した書面で、これを行わなければならない。

⑴　書類又はその写しを提出すべき者の氏名、住所及び職業

⑵　書類又はその写しを提出すべき日時及び場所

⑶　提出すべき書類又はその写し

１３　委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合において、審理調書には、審理を担当した委員会の委員及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

（口頭審理）

第１０条　委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、書面で口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

２　委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて、前条第１項の答弁書又は同条第２項の反論書の提出を求めることができる。

３　当事者は、前項の規定により提出した答弁書又は反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに答弁書又は反論書を提出しなかったときも、同様とする。ただし、答弁書若しくは反論書に当該事実を記載できず、又は前項の期限までに答弁書若しくは反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

５　委員会は、口頭審理において、発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

６　当事者の一方、その代理人及び代表者がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき、又は出席しても相手方の主張した事実について争わなかったときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

７　委員会は、口頭審理を終了するに先立って、当事者に対して最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することができる機会を与えなければならない。

８　前条第４項、第６項から第１０項まで、第１２項及び第１３項の規定は、口頭審理について準用する。

（準備手続）

第１１条　委員会は、必要があると認めるときは、委員会の委員又は事務職員をして口頭審理の準備手続を行わせることができる。

２　準備手続においては、当事者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

⑴　口頭審理の期日に関する事項

⑵　事実の整理に関する事項

⑶　証拠の整理に関する事項

⑷　その他必要な事項

３　委員会は、準備手続における協議の都度、準備手続調書を委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合においては、第９条第１３項後段

の規定を準用する。

（文書の送付）

第１２条　文書の送付は、使送又は書留郵便によって行う。

２　文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

３　公示の方法による送付は、委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を津市役所前の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、掲示した日から１４日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

（不服申立ての取下げ）

第１３条　不服申立人は、委員会が事案について裁決又は決定（以下「判定」という。）を行うまでの間は、いつでも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

２　不服申立ての取下げは、書面でその旨を委員会に申し出て行わなければならない。

３　取下げのあった不服申立ての部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

（審査の打切り）

第１４条　委員会は、不服申立人の所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、不服申立てを棄却することができる。

第４章　審査の結果執るべき措置

（判定）

第１５条　委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに判定を行い、裁決書又は決定書（以下「判定書」という。）を作成しなければならない。

２　判定書には、次に掲げる事項を記載し、委員全員が記名押印しなければならない。

⑴　判定

⑵　理由

⑶　判定の年月日

３　委員会は、判定書の写しを当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

（指示）

第１６条　委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

第５章　再審

（再審の請求）

第１７条　当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委員会に対し、再審を請求することができる。

⑴　判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合

⑵　事案の審査の際提出されなかった新たな、かつ、重大な証拠が発見された場合

⑶　判定に影響を及ぼすような事実について、判定の遺漏が認められた場合

２　再審の請求は、判定のあった日の翌日から起算して６月以内に行わなければならない。

３　再審の請求は、書面で行わなければならない。

４　前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して、正副各１通を委員会に提出しなければならない。

⑴　再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

⑵　判定の内容及び時期

⑶　再審を請求する事由

（再審の請求の受理及び却下）

第１８条　委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限及び再審の請求の事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

２　委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知するとともに当事者の一方に再審請求書の副本を送付し、再審の請求を却下すべきものと決定したときはその旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

（職権による再審）

第１９条　委員会は、第１７条第１項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

（審査の手続）

第２０条　第３章（第１０条及び第１１条の規定を除く。）の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。

（審査の結果執るべき措置）

第２１条　委員会は、再審の場合における審査の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の判定を修正し、又はこれに代えて新たに判定を行わなければならない。

２　第１５条第１項、第２項及び第３項前段並びに第１６条の規定は、前項の場合に準用する。

第６章　審査及び再審の費用

（審査及び再審の費用）

第２２条　審査及び再審の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

⑴　第９条第７項（第１０条第８項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申出をした者以外の者で、委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当

⑵　委員会が職権で行った証拠調べに関する費用

⑶　委員会が文書の送達に要した費用

第７章　雑則

（委任）

第２３条　この規則に定めるものを除くほか、処分についての不服申立ての手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月２７日　掲示済）

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第５号

津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第５項の規定に基づき、津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に係る公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）第５条第１項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）並びに同条第２項の規定による審査及び裁定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査の請求）

第２条　公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他公務災害補償の実施に関して異議のある者が審査の請求をしようとするときは、書面でしなければならない。

２　前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）が記名押印して、正副各１通を津市公平委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

⑴　災害を受けた学校医等の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職及び所属学校

⑵　請求者が災害を受けた学校医等以外の者であるときは、その者の氏名、住所及び生年月日並びにその学校医等との続柄又は関係

⑶　補償の実施に関する機関（以下「実施機関」という。）の名称

⑷　災害発生の年月日及び場所並びにその状況

⑸　実施機関の補償に関する措置及びその年月日

⑹　審査の請求の要旨

⑺　次条第１項の規定により代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

⑻　審査の請求の年月日

3　審査請求書には、請求者（代理人によって審査の請求をするときは、代理人）が押印しなければならない。
4　審査請求書には、関係書類、記録その他の資料を添付するものとする。
5　請求者は、審査の係属中、いつでも資料を提出することができる。
6　請求者は、審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、その都度、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

（代理人）

第３条　請求者又は実施機関（以下「当事者」という。）は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。
2　委員会は、審理の円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
3　当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職業を委員会に届け出なければならない。
4　代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査の請求の全部又は一部を取り下げることはできない。
5　代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

（事務担当者）

第４条　委員会は、審査の請求があった場合において必要があると認めるときは、委員会の委員又は事務職員のうちから、その請求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができる。

（審査の請求の受理及び却下）

第５条　委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付書類並びに請求者の資格、審査の請求の期限等について調査し、審査の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。
2　委員会は、前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備の点があると認めるときは、相当の期間を定めて、請求者にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認めるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。
3　請求者が前項本文の規定による補正命令に従わなかった場合には、委員会は、審査の請求を却下することができる。
4　委員会は、審査の請求を受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知するとともに実施機関に審査請求書の副本を送付し、審査の請求を却下すべきものと決定したときはその旨を請求者に通知しなければならない。

（審理の方法）

第６条　審査の請求の審理は、書面によるものとする。ただし、委員会は、請求者から申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

（事案の審査）

第７条　委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、当事者その他事案に関係がある者から意見を徴し、これらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聴き、又はその他の必要な事実調査を行うことができる。

２　委員会は、事案の審査の継続中においても、事案が適切に解決されるように当事者間をあっせんすることができる。

（請求の取下げ）

第８条　請求者は、委員会が事案について裁定を行うまでの間は、いつでも、審査の請求の全部又は一部を取り下げることができる。

２　審査の請求の取下げは、書面でその旨を委員会に申し出て行わなければならない。

３　取下げのあった部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

（審査の請求の承継）

第９条　請求者が事案の係属中に死亡したときは、相続人は、当該請求者の地位を承継するものとする。

２　前項の場合において、相続人は、請求者の死亡した日から２０日以内に次に掲げる事項を記載した書面に請求者の死亡を証明する書面を添えて、委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　審査の請求を承継しようとする者の氏名、住所、生年月日及び請求者との続柄又は関係

⑵　請求者の氏名

⑶　承継の事由

３　第１項の場合において、前項の規定による提出が行われるまでの間に、死亡した請求者あてになされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対してなされたものとみなす。

４　第１項の場合において、相続人が２人以上あるときは、その１人に対する前項の通知その他の行為は、相続人全員に対してなされたものとみなす。

（審査の打切り）

第１０条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事案の審査を打ち切り、審査の請求を棄却することができる。

⑴　請求者が死亡し、かつ、前条の規定による承継の手続が行われなかった場合

⑵　請求者の所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合

⑶　当事者の交渉による事案の解決、審査の請求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合

（結審による裁定）

第１１条　委員会は、審査の結果、審査の請求が理由があると認めるときは、裁定で当該審査の請求に係る補償の実施を変更し、又はその変更を命ずるものとする。

２　委員会は、審査の結果、審査の請求が理由がないと認めるときは、裁定で当該審査の請求を棄却するものとする。

（裁定書の作成）

第１２条　委員会は、第５条第３項、第１０条又は前条の規定により裁定を行ったときは、速やかに裁定書を作成しなければならない。

２　前項の裁定書には、次に掲げる事項を記載し、委員全員が記名押印しなければならない。

⑴　裁定

⑵　理由

⑶　裁定の年月日

（裁定書の送達）

第１３条　委員会は、裁定書の写しを当事者に送達しなければならない。

２　前項の規定による送達は、期日を定めて、当事者に出頭を求めて交付し、又は配達証明付書留郵便により送付することにより行うものとする。

（審査の費用）

第１４条　審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、当事者の負担とする。

⑴　委員会が職権で喚問した証人に対する旅費

⑵　委員会が職権で行った事実調査に関する費用

⑶　委員会が文書の送達に要した費用

（公務災害補償の届出）

第１５条　実施機関は、その学校医等について、公務に基づく死傷病の事故が発生し、その損害を補償した場合には、速やかに、書面で委員会に届け出なければならない。

（委任）

第１６条　この規則に定めるもののほか、審査の請求並びに審査及び裁定の手続に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月２７日　掲示済）

津市職員団体の登録に関する規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第６号

津市職員団体の登録に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市職員団体の登録に関する条例（平成１８年津市条例第３８号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請等）

第２条　職員団体が、条例第２条第１項の規定により登録を申請し、又は条例第４条第１項の規定により登録事項の変更を届け出る場合は、職員団体登録申請書（登録事項変更届）（第１号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

２　職員団体が条例第２条第２項の規定により前項の申請書に添付し、又は条例第４条第３項の規定により前項の届出書に添付する書類は、第２号様式に準じて作成した証明書とする。

（登録の通知）

第３条　津市公平委員会（以下「委員会」という。）が条例第３条の規定により、又は条例第４条第４項において準用する条例第３条の規定により登録をした旨又はしない旨の通知をする場合は、登録に関する通知書（第３号様式）によるものとする。

２　委員会が登録をした旨又はしない旨の通知をする場合は、前項の通知書に前条の規定による当該申請書又は届出書の副本を添付しなければならない。

（解散の届出）

第４条　登録を受けた職員団体が条例第４条第１項の規定により解散した旨を届け出る場合は、職員団体解散届（第４号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

（法人となる旨の申出）

第５条　登録を受けた職員団体が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５４条の規定により法人となろうとする旨の申出をしようとする場合は、法人となる旨の申出書（第５号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

２　登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする職員団体であるときは、条例第２条第１項に規定する申請書に法人となる旨の申出書を添付することができる。この場合において、当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに法第５４条の規定による法人となる旨の申出があったものとみなす。

（受理証明書の交付）

第６条　委員会は、職員団体から法人となる旨の申出があったときは、受理証明書（第６号様式）を当該職員団体に交付するものとする。

（登録の効力停止の通知）

第７条　委員会が条例第５条の規定により登録の効力を停止する旨の通知をする場合は、登録の効力停止通知書（第７号様式）によるものとする。

２　委員会が登録の効力を停止する旨の通知をするときは、前項の通知書にその事由を記さなければならない。

３　委員会が登録の効力を停止した職員団体について、その指定する期間内にこれを解除する旨の通知をする場合は、登録の効力停止解除通知書（第８号様式）によるものとする。

（口頭審理）

第８条　委員会が法第５３条第６項の規定による職員団体の登録の取消しに関する口頭審理を行う場合は、口頭審理通知書（第９号様式）により関係職員団体に通知するものとする。

２　職員団体が口頭審理の公開を請求しようとする場合は、口頭審理公開請求書（第１０号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

第９条　委員会は、口頭審理に係る事案の審査のため必要があると認めるときは、当該事案に関係のある者を喚問してその陳述を求め、又は関係書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

２　職員団体は、口頭審理に係る事案に関して書類、記録又は適切な資料を委員会に提出することができる。

第１０条　委員会は、口頭審理の秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴者を退席させ、その他必要な指示をし、又は当日の口頭審理を打ち切ることができる。

（登録の取消しの通知）

第１１条　委員会が条例第５条の規定により登録を取り消す旨の通知をする場合は、登録取消通知書（第１１号様式）によるものとする。

２　第７条第２項の規定は、前項の通知をする場合にこれを準用する。

（登録簿）

第１２条　職員団体の登録に関し記録するため、委員会に第１２号様式による登録簿を置く。

（告示）

第１３条　委員会は、職員団体を登録したとき、若しくは登録を受けた職員団体から解散の届出を受理したとき、又は職員団体の登録を取り消したときは、これを告示するものとする。

（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

職員団体 登録申請書 / 登録事項変更届

年　　月　　日

（あて先）津市公平委員会委員長

職員団体名

代表者役職氏名　　㊞

地方公務員法第５３条及び津市職員団体の登録に関する条例 第２条第１項 / 第４条第１項 の規定により、登録を申請します。
登録事項の変更を届け出ます。

（注）　１　申請を行う場合は、規約を添付して正副２通を提出すること。
　　２　変更届出をする場合は、余白に変更月日を記入し、該当事項のみについて正副２通を提出すること。

１　理事その他の役員

役　　名	職　　名	所属部課名	氏　　名	住　　所

（注）　職員でない役員については、「職名」欄に職業を、「所属部課名」欄には勤務先を記入すること。

２　事務所の所在地

主たる事務所の所在地	
その他の事務所名	事　務　所　の　所　在　地

３　連合体構成職員団体（この表は、連合体として登録する場合のみ必要であること。）

構　成　職　員　団　体　名	備　　考

（注）　備考欄に登録番号を記入すること。

第２号様式（第２条関係）

（注）　変更届出の場合は、該当事項のみについて作成すること。

１　規約採択証明書

<table>
<tr><td>公示日</td><td>年　月　日</td><td>組合員総　数</td><td></td><td>投票者総　数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>投票日</td><td>年　月　日</td><td>投　票場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">連合体で代議制の場合</td><td>有権者の範囲</td><td></td><td>有権者総　数</td><td></td><td>投票者総　数</td><td></td></tr>
<tr><td>開票結果</td><td>賛成　　票</td><td colspan="2">反対　　票</td><td colspan="2">無効　　票</td><td colspan="2">規約別添のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="8">本団体の規約は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。
年　　月　　日
職員団体名
証明者役職
氏　　名　　㊞</td></tr>
</table>

（注）　証明者は、大会議長又は投票管理委員長等とすること。以下２及び３について同じ。

２　役員選出証明書

<table>
<tr><td>公示日</td><td>年　月　日</td><td>組合員総　数</td><td></td><td>投票者総　数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>投票日</td><td>年　月　日</td><td>投　票場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">連合体で代議制の場合</td><td>有権者の範囲</td><td></td><td>有権者総　数</td><td></td><td>投票者総　数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">本団体の役員は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。
年　　月　　日
職員団体名
証明者役職
氏　　名　　㊞</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">開票結果</td><td>役　名</td><td>氏　　名</td><td>得票数</td><td>役　名</td><td>氏　　名</td><td>得票数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

３　代議員選出証明書（この証明書は、連合体である団体が規約採択、役員選挙等の重要な行為を代議制で行った場合にのみ必要であること。）

規約採択（役員選挙等）に参加した代議員は、構成団体ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年　　月　　日

職員団体名

証明者役職

氏　　名　　㊞

構成団体の名		

４　組織に関する証明書（この証明書は、新規登録の場合に必要とするものであること。）

本団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第５３条第４項の規定に従って組織するものであることを証明します。

年　　月　　日

職員団体名

代表者役職氏名　　㊞

第３号様式（第３条関係）

（記　号　番　号）

登 録 に 関 す る 通 知 書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

上記の団体の　　年　　月　　日付け職員団体登録申請書（登録事項変更届）は、地方公務員法第５３条の規定に 適合することを認め、本日これを登録したので / 適合しないため、登録できないので 津市職員団体の登録に関する条例第３条の規定により通知します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

第４号様式（第４条関係）

職　員　団　体　解　散　届

年　　月　　日

（あて先）津市公平委員会委員長

職員団体名
代表者役職氏名　　㊞

地方公務員法第５３条第１０項及び津市職員団体の登録に関する条例第４条第１項の規定により、職員団体を解散したので届け出ます。

（注）　１　提出者は、規約その他に定めのある場合を除き、代表者であった者とすること。
　　２　添付書類は、第２号様式とすること。

第５号様式（第５条関係）

法 人 と な る 旨 の 申 出 書

年　　月　　日

（あて先）津市公平委員会委員長

職員団体名

代表者役職氏名　　㊞

地方公務員法第５４条の規定により、職員団体を法人としたいので申し出ます。

第６号様式（第６条関係）

受　　理　　証　　明　　書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

地方公務員法第５４条の規定により、上記の団体を法人とすることについての申出は、本日これを受理したことを証明します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

第７号様式（第７条関係）

（記　号　番　号）

登 録 の 効 力 停 止 通 知 書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

上記の団体は、地方公務員法第５３条第６項の規定により、次のとおり効力を停止するので、津市職員団体の登録に関する条例第５条の規定により通知します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

１　期間　　から　　まで　　日間

２　理由

第８号様式（第７条関係）

（記　号　番　号）

登 録 の 効 力 停 止 解 除 通 知 書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

上記の団体の　　年　　月　　日付け（記号番号）による登録の効力停止処分は、本日これを解除したので通知します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

第９号様式（第８条関係）

（記　号　番　号）

口　頭　審　理　通　知　書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

地方公務員法第５３条第６項の規定により、上記の団体の登録に関し、次のとおり口頭審理を行うので通知します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

１　日　　時

２　場　　所

３　理　　由

第１０号様式（第８条関係）

口　頭　審　理　公　開　請　求　書

年　　月　　日

（あて先）津市公平委員会委員長

職員団体名

代表者役職氏名　　㊞

地方公務員法第５３条第６項の規定により、　　年　　月　　日付け（記号番号）により通知のあった口頭審理は、公開されるよう請求します。

第１１号様式（第１１条関係）

（記　号　番　号）

登　録　取　消　通　知　書

職　員　団　体　名

主たる事務所の所在地

代 表 者 役 職 氏 名

上記の団体は、地方公務員法第５３条第６項の規定により、次の理由によってその登録を取り消すので、津市職員団体の登録に関する条例第５条の規定により通知します。

年　　月　　日

津市公平委員会委員長　（氏　　名）　印

理由

第１２号様式（第１２条関係）

<table>
<tr><td>登録番号</td><td></td><td>登録及び同通知年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員団体の名称</td><td rowspan="2"></td><td>単位団体、連合体の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>法人、非法人の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連合体構成職員団体名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>規約の変更</td><td colspan="2"></td><td>摘要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">理事その他の役員</td></tr>
<tr><td>役名</td><td>職名</td><td>所属部課名</td><td>氏名</td><td>住所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（平成１８年３月２７日　掲示済）

津市管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成１８年３月２７日

津市公平委員会委員長　池　田　正　明

津市公平委員会規則第７号

津市管理職員等の範囲を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５２条第４項の規定に基づき、同条第３項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第２条　管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

（組織の変更等についての通知）

第３条　任命権者は、別表に掲げる機関の組織に改廃があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を津市公平委員会に通知しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条、第３条関係）

機関	職
議会事務局	事務局長、事務局次長、議会総務課長、議事課長、調整担当主幹、議事課の議事調査担当の担当主幹及び担当副主幹並びに議事法務担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事
市長部局	部長（市長公室長及び防災危機管理室長を含む。）、担当理事、部次長、室次長、担当参事、課長（東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長を含む。）、室長（津市事務分掌規則（平成１８年津市規則第６号）第４条第３項に規定する室長をいう。）、担当副参事、調整担当主幹、秘書課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、政策課の担当主幹及び担当副主幹、法務室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、行政経営課の担当主幹及び担当副主幹、人事課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、総務課の総務議事担当及び文書管理担当の担当主幹及び担当副主幹、財政課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事
収入役室	副収入役、室長、調整担当主幹
教育委員会事務局	教育長、教育次長、担当理事、担当参事、課長、担当副参事、調整担当主幹、教育総務課の管理担当の担当主幹及び担当副主幹、学校教育課の教職員担当の担当主幹及び担当副主幹、事務所長
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹
監査事務局	事務局長、調整担当主幹
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹
総合支所	総合支所長、副総合支所長、担当参事、課長、室長、担当副参事、調整担当主幹
出張所	所長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭
幼稚園	園長
保育園	園長
三重短期大学	学長、事務局長、事務局次長、学生部長、附属図書館長、調整担当主幹
リージョンプラザ	リージョンプラザ館長、中央保健センター所長、津図書館長、津図書館図書事務長、担当副参事、図書館副館長、調整担当主幹

アストプラザ	アストプラザ館長、アストプラザオフィス所長、調整担当主幹
ポルタひさいふれあいセンター	ポルタひさいふれあいセンター所長
中央市民館	館長
中央浄化センター	所長
西部クリーンセンター	所長、調整担当主幹
クリーンセンターおおたか	所長、調整担当主幹
白銀環境清掃センター	所長、調整担当主幹
安芸・津衛生センター	所長、調整担当主幹
療育センター	館長

備考

１　この表中「市長部局」とは、津市事務分掌規則に規定する機関をいう。

２　この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９１条第１項に規定する職員により構成される機関をいう。

３　この表中「三重短期大学」とは、三重短期大学の組織に関する規則（平成１８年津市規則第２１３号）に規定する機関をいう。

４　この表中「調整担当主幹」とは、課等内の業務の調整、関連する担当の横断的な統括又は同一担当内の統括を行う担当主幹をいう。

（平成１８年３月２７日　掲示済）